

第二十四回国会
衆議院

科学技術振興対策特別委員会議録第七号

(三三)

昭和三十一年二月二十七日(月曜日)
午前十一時四十四分開議

出席委員

委員長 有田 喜一君
委員 小笠 公昭君 理事 椎名悦三郎君
理事 長谷川四郎君 理事 前田 正男君
理事 南 好雄君 理事 岡 良一君
理事 志村 茂治君
赤澤 正道君 須磨彌吉郎君
山口 好一君 岡本 隆一君
佐々木良作君

出席政府委員

検 査 野木 新一君
(法制局第二部長) 事
総理府事務官 佐々木義武君
(原子力局長) 事
総理府事務官 鈴木 康平君
(科学技術行政協 議会事務局局長) 事
経済企画 齋藤 憲三君
文部事務官 稲田 清助君
(大学学術局長) 事
特許庁長官 井上 尚一君

本日の会議に付した案件

科学技術庁設置法案(内閣提出第五
一号)

○有田委員長 これより会議を開き
ます。

科学技術庁設置法案を議題といた
し、質疑を続行いたします。質疑の通
告がありますから、これを許します。
岡良一君。

○岡委員 科学技術庁設置のために、
本年度予算に計上されたる予算は、い

かほどでありましょうか。

○鈴江政府委員 三十一年度予算とい
たしましては、人件費、庁費その他で
ございまして、合計九百八十五万八千
円でございます。このほか金属材料
技術研究所を新設したことになって
おりますが、金属材料技術研究所に対
しましては、一億円の予算が計上され
ております。

○岡委員 そのほか各省関係の予算
で、なおこの科学技術庁が発足いたし
ますと、運営上、予算がこちらの方
へ回ってくる、そういうものはないの
でございましょうか。

○鈴江政府委員 科学技術庁に吸収さ
れます局といたしましては、科学技術
行政協議会事務局並びに資源調査会事
務局、及びそれぞれの委員会の予算が
ございまして、そのほか原子力局が入
りますので、その予算が全部その中へ
入るわけでありまして。

○岡委員 それらの予算は、今お手元
にはないのであるまいしょうか。

○鈴江政府委員 ただいま詳細なもの
は手元がないのでございまして、御要
望によりまして、直ちに作成いたしま
す。しかし、大体のことを申し上げま
すれば、原子力局の方は大体三十六億
くらい、十六億は国庫支出負担行為で
ございまして、実際の予算は大体二十
億程度、それから科学技術行政協議会
は大体七、八千万円でございます。そ
れから資源調査会が、約三千四百万円
程度でございまして。詳細はまた資料を

作りまして、いずれ差し上げます。

○岡委員 詳細な資料をいただきたい
と思ひます。特に明後日は、委員長の
お取り計らいによつて、大蔵大臣にも
御出席を求めたいと思ひます。今お聞
きいたしましたも、せっかく日本の行
政の上に科学技術というものが大きく
クローズ・アップされた。しかしその
総予算が二十三億程度にとどまるとい
うことでは、日本の国の総予算の〇・
五%にも満たない。それでは、予算の
裏づけとしては非常に弱体を感じます
ので、この点は、今後のわれわれの努
力にもよるところと思ひますが、十分
検討したいと思ひます。

それから、昭和二十九年度の組織別
研究機関一人当りの支出額表というも
のを資料としていただきました。これ
で見ますと、大體国営の研究、また
大学、大学に付置されたる研究所、あ
るいは一般公営の研究所等におきまし
ての一人当りの支出額が、おおむね國
営については四十三万円、大学につい
ては三十七万円、付置研究所も同様、
公営が三十九万円、そして人件費を
除く一人当りの支出費というものは、
それぞれ國営、大学、大学付置研究所、
公営において二十万円を上下いたして
おるようであります。ところが一方民
間における研究機関の費用であります
が、公益法人、営利法人、また法人で
ない団体、個人等で、これは人件費を
除く一人当りの支出なのであります
が、それぞれ三十三万円、四十九万円、
三十五万円、五十八万円というふうに、

平均が四十八万円、一方国の研究に要
する費用は、人件費を除いての一人当
りの支出額が二十万円前後、まことに
二分の一にも満たない額になっておる
のであります。こういうことで一体は
んとくに国の責任における科学技術の
発展が期待できるのかどうかというこ
とを、この二十九年度の研究機関の一
人当り支出額から私どもは憂へるので
あります。これについての齋藤次
官の御見解、御所信を承わりたいと思
ひます。

○齋藤(憲)政府委員 ただいま御指摘
の昭和二十九年度の組織別研究機関の
一人当り支出額でございまして、まだ
私は國営、大学あるいは付置研究所の
実態の、何と申しますか、あり方をよ
く存じておりません。ただ私が視察を
いたしました國営及び大学の研究所の
あり方は、まことに貧弱であります。
その研究費の総額は相当の額に達して
おるにもかかわらず、一人当りに参りま
すると、非常に貧弱な研究費しか實際
に渡つておらない状態でありまして。そ
の原因は那辺にあるのか、非常に広範
多岐にわたる問題を自由研究として、
研究の主任に助手をつける体系、そう
いうものがよく私にはのみ込めないの
で、どうしてああいふふな小さな金
額になるのか、よくわからないのであ
ります。ところが民間に参りますと、
主として必要な研究目標がきまつて
おつて、それに対して、極度に必要な
要員を集めて、重点的に研究をする
から、割合に研究費というものは潤

沢にいくのではないかとあつたふうにも
考えられるのであります。一例を申し
上げて相済みませんが、一週間ほど前
にも、私は東大付属の伝染病研究所に
参つて、その研究室を訪れたのでござ
います。その研究室の主任は、赤字を
三十六万円出しておる。そうすると
う器具さえ貸してくれない。赤字を出
したものに器具さえ貸してくれない。
い。ところが一方から考えると、赤字
を出すくらいに研究をやるといふのが
むしろ非常にいいことであつて、どう
してもその研究を達成しなければなら
ないから、無理をして赤字を出した、
赤字を出す器具も貸してくれないか
ら、研究をやめなければいけない、こ
ういふような非常に不自然な状態もあ
るようであります。そこで大学とかあ
るいは國営、それから大学付置研究所
が非常に一人当りの研究費に事欠い
ておるというものは、これはどういふこ
とからそういうふうになつてゐるのか、
その研究というものは自由であるとい
う建前から、非常に広範な、しかもた
くさんの人が思ひ思いに研究をやるた
めにそういうふうになるのか、これは
文部当局その他國家機關を持つてゐる
当局に聞いてみなければよくわからぬ
のでございまして。とにかく私といたし
ましては、日本の國営及び大学の研究
所の研究費一人当りというものは、非
常に不足なもので、これは悪口を申し
ますと、ほんとうにたばこ代とか、
はな紙代に終つてしまふのではないか
という点がたくさんあるので、どうい

う点に關しましては、十分研究をいたしまして、何とかそういうことのないように、もっと効率研究の行われるようにいたさなければならぬのじゃないか、さように考へてゐるのであります。ただその程度しか、私はよく存じませうから、お答えができませんのであります。

○岡委員 これは科学技術庁とは直接関係がありませんが、いただいた資料を見ましても、国立学校設置法第四条による大学付置研究所調なるものによれば、国内における十八の国立大学におきまして、自然科学の研究所が四十七、研究部門が三百二十六あるわけがあります。しかも自然科学関係が、教授一名、助教授一名、助手二名というような、人的にもきわめて小單位な研究部門に人的構成がなつておる。そうなれば、おそらく教授の専門というものによつて、たくさんの方の若い研究者がそれぞれその能力を分散し、しかもこういう少數の者が乏しい研究費をもつて生み出してくる研究の成績というものも、これはやはりお互いが共同して、総合的に研究を進めてくる結果から見れば劣るのではなからうか。またいろいろな事情もあつて、その研究が一つできた、学位をもらった、学位をもらつて、これから本物の研究が始まろうとするときに、またよそへ動めにいくというような事情の方もたくさんあり得るだらうと思う。こういうことになつてくると、やはり日本の科学技術そのものの振興から見て、文部省関係、国立大学関係における研究の現状というのは、非常に遺憾な現状にあるのではないかと私は思う。幸い文部省から担当の局長がお見えでございますが、

いかがでございましたか。

○稲田政府委員　ただいまの御質疑でございしますが、現在の国立大学における研究の状況を御心配いただきまして、御質疑、われわれといたしまして、まことにごもっともに存じながら、われわれも同様な憂いを持っておるのでございます。ただ、今日御審議いただき、いております明年予算におきましては、国立大学の講座研究費——これは付置研究所も該当いたしますけれども、二割、講座研究費を増額いたしております。それからいわゆる特配的に、重点的に配分せられます科学研究費の方は、昨年相当大幅に増額していただきました。一方講座研究費が増額いたしますれば、ますます重点的に科学研究費の配分ができ得ようかと存じまするので、両方相待って、許された範囲内におきまして、でき得る限り研究費の効率的使用を心がけたいと考えております。

○岡委員 先ほども実は予算の点に触れたのでございしますが、昭和二十九年の大学並びに大学付置研究所の personnel を除く一人当り支出額は、それぞれ十四万九千円並びに十七万八千円であります。十五万円、十八万円といったとしても、平均すれば十六万五千円といたういうことであります。これに比べて、むしろ公営、國營がそれぞれ二十一万円でありますので、五万円ばかり開きがある。民間の研究所を見ると四十八万円ということで、大学が特に、この personnel を除いた研究費が非常に少い。二割ばかり増加を認められたと申しますが、そうしますと三十一年度の一人当り personnel を除いての研究費に要する支出額の見込みは、大学並びに付置研

究所で一体どの程度になっておりま
すか。

○稲田政府委員　御承知のように、ここに計上しておりますのは、人文、社会、自然を通じての広い分野の基礎研究の経費でございます。それからまた御承知のように、研究所等におきましては、いわゆる講座研究費的な人頭計算によります研究費のほかに、特別事業費というようなものがむしろ中心でございます。これを一人当たりとして勘定いたしますことは、ちょっと実態に合っておりません。一人当たりといたしますすれば、今申しましたように、およそ一講座七十万円ほどが二割増になっておりますけれども、それ以外の点におきまして、いろいろ研究してある点を御留意いただきたいと思います。

○岡委員 それは全くその通りでございまして、いまだしも、しかしこの数字も、やはり文部省関係において、この科学技術——人文科学も含めて、科学の振興に対する予算的な努力がきわめられて低調であるということの一つを物語っておると私は思うのです。そこで、重ねてお伺いしたいのですが、先ほども申しましたように、きわめてわずかな人たちが集まって、きわめてつましい研究目標を立てておる。その結果、いわゆる大学における共同的な研究という案が出てこない。乏しい予算であればあるほど、この予算を能率的に使うという意味で、そういうようなことが今後の研究の面における行政において考えられていいのではないかとも思うのですが、そういう点についてのあなたの方の御意見を伺いたい。

○稲田政府委員 お話のごとく、今日の基礎研究の分野におきましても、共

同研究の大切なことは、私どもといたしましても常に感じております。その点からして、最近、年々御審議をいただきますが、国立学校設置法の改正においてもごらんいただきますように、近ごろ国立学校設置法第四条第二項の研究所というものを設けまして、これは主として共同利用のために設ける研究所でございます。たとえば、原子核

研究所であるとか宇宙線観測所であるとかいうような例でありまして、これは単に、付置せられぬ(東京大学だけでなく、国公立の研究者が共同利用するという趣旨で設けた研究所でございます。将来もこういう趣旨の研究所が現われるとも思いまするし、また一方輸入機械等によりまして、かなり大きな機械を設置いたしました場合に、たとえば金研に設置いたしました十二段ロールのような例であります。これは単に東北大学の金属材料研究所だけでなく、一般研究者に共同利用せしめるという条件で、東北大学に付置しておる。こういうような配慮を用いております。さらに科学研究の総合研究費の運用その他によつて、研究者の共同利用という点は、もっと今後伸びていきたいと思います。

○岡委員　ぜひとも一つそういう方向に、やはり日本の科学技術行政、科学技術の振興の基礎的な分野でありますので、御努力願いたいと思います。

いま一つ率直な御意見を承わりたいのは、大蔵省が科学技術等に対する予算を支出するといふときに、どうも大蔵省の感覚が——科学といふものは、結果が十年先に出るか、十五年先に出

るかわからないという、いわば非常に
深遠な性質を持っております。ところが
が予算を出す段になると、そういう科
学そのものの特質というものに理解が
なく、どちらかという、いわゆる行
政事務の予算単価的なもので積算の基
礎にして、結局予算が大きく規制を受
けてくるという傾向がありはしないか
ということを私ども心配しております。
す。そういう点は、事実においていか
がなものでありませんか。

○稲田政府委員　いろいろな見解がございますけれども、その点について、財務当局と十分お打ち合せをし、誤解をなからしめることがわれわれの任務だと考えておりまして、平素からそういう点についてよく大蔵省とはお打ち合せをし、大蔵省も基礎科学の重要性ということとはよく認識していただいていると私どもは考えております。

○岡委員 これは科学技術庁が設置されて、いよいよ国が科学技術の研究応用に進まれるときにも、予算的に重要なファクターになりはしないかと思うのですが、齋藤次官の御見解を伺いたい。

○齋藤(憲)政府委員 科学技術は、申し上げるまでもなく、基礎科学並びに応用の面にわたりまして、きわめて広範な分野を占めているものでございまして、科学技術庁のねらいますところは、その中から、なるべく国家経済に重要な、直接的な影響を持つ科学技術分野を重点的に取り上げて、これに対する根本的な行政施策を実行していくという建前でいきたいと考えているのであります。従いまして、この点に關しましては、大蔵当局とも十分に話し合いをいたしまして、あまり時代的に

重要な性質のものでないものとか、あるいは国民の経済的な観点に關係の薄いものとかいうようなものは、もちろんこれは第一段階の対象とはならないと思うのでございます。それで、今いろいろな科学技術の世界的な水準において、どうしても日本がこれを取り上げて、強力に応用面を推進して、経済部面に寄与する必要があるものに對する予算措置を講ずる場合におきましては、大蔵当局とよく話し合いをいたしますならば、これは十分了解ができるものである。こう信じているのであります。これは直接科学技術庁に關係のある問題でございますが、原子力予算に關しましても、最初は非常に過少な見積りを大蔵省といたしてもやっておったのでございますが、大蔵大臣初め關係者よく話をいたしましたので、その点は十分了解を得られたのであります。ただ日本の全般的な財政規模の割合に応じて、できる限りの予算措置をしてもらつたようなわけでありまして、この点、將來、科学技術の振興に對しましては、十分大蔵当局と話し合いをいたしますならば、十分な予算措置というわけには、これは難点があるといひましたし、できる限りの規模を達成するような予算措置を講じてもらへるものと考えておりますし、ぜひともその点に對して努力いたしたいと考えている次第でございます。

○岡委員 いずれにいたしましても、科学技術の試験研究は、すぐ年度内に反對給付の実が結ばれるという話のものでないもので、この辺に對する理解と、いま一つは、やはりそういう実態を把握せられて、大蔵省が予算を査定するときは、これまでの行政事務の

單面的な考え方をさりと捨てて、科学技術を育てようという親心を十分持った、理解ある査定をさせるという努力を、科学技術庁の方でも、また文部省の方でも、十分力強く持つていただきたいと思ひます。

それからこれは昭和二十九年年度の科学技術行政協議会と航空技術審議会の共同で発行されておる年報であります。この年報を見ますと、日本の科学技術に關する導入外資の對外支払い額は、現在までで總額が二百九億七百三十六万円ということになっております。しかも一方技術外資に對する支払い額が百四十六億七千三百二十四万円、こうなっております。それでこの技術外資に對する支払いというものが、いわば技術導入に關する契約条件で、そのほかいろいろあると思ひますが、非常に大枚な導入技術に對する支払いを日本は行なつておるのであります。この点について今後いかにしてわが國の科学技術を——もちろん根本的には、振興させることによつて外國の特許その他に對する支払いというものは少くすべきでありましょうが、具體的にいかなる方法によつて、このよ

うな大きな科学技術の導入による國の負担といふものを軽減させていくか、それは科学技術の重要な任務ではありましようが、なお具體的にどういう方法が必要なのかという点について、御所信があれば承りたいと思ひます。

○齋藤(憲)政府委員 科学技術の導入のために、外國に向つて金を支払う額は、今御指摘の通り、相當の額に上つておることを私も常に心配しておるのでございますが、主として大きな分野は特許關係にもあると思ひるのであります。また特許以外のものといひましたし、日本の科学技術がおくれておるために、どうしても外國の科学技術にたよらなければならぬといふようなところから、年々多額の金が外國に科学技術導入のために流れていくといふことは、まことに國家としては嘆かわしいことだと考えておるのであります。しかし、今日の生産態勢を近代的な國際水準に持つて参りまして、コストの安い、品質のいいものを作り上げて参りますには、科学水準の下なものであつていけませんのであります。ではどうしていきなないのであるかと、どうしてもある一定の水準において生産態勢を確立していかなければならぬことは、申すまでもないと思ひます。私は、この点につきま

しては、日本の特許庁といふものがあり方に對しまして、根本的な刷新を加える必要があるといふことを考えておるのであります。この特許庁の特許の審査の方法及び工業所有權の設定につきましても、今日の段階においては、時間的にもまた審査の方法においても幾多の弱點欠陥があると思ひるのであります。また、せっかく工業所有權の設定を見ましたものに對しまして、その重要性を検討いたしまして、これを直ちに中間工業に移して、中間工業試験の是なるものに對しましては、大量生産に移して、今まで外國へ流れたところの金を流れないようにするといふふうな措置も、きわめて必要なことではないかと思ひるのであります。特に考えられますことは、この日本のいろいろな製品に對して、國際水準に比較するとその明確な基準がない。たとえて申しますならば、日本には、御承知のように、JISという規格がある。

しかしJISという規格がある一方に、また3Sという規格を防衛庁などでは使つてゐる。3Sという規格は、JISよりも非常に上回つた規格である。同時にまた、大きな会社では、それ自体において一つの規格を持つておる。それでございまして、日本は、製品の規格が、世界製品の規格に比較いたしまして、ほんとうに遜色のないものでありますならば、そういう規格品をもつて、どんな外國から來るところの品物に對して、國內製品において輸入の禁止もできるのではないかと考へるのでございます。でございますから、科学技術の導入のために、日本の金が外國へ流れていくといふことを防ぐためには、科学技術の水準を實質的に上げて参りまして、その科学技術によつて、世界の製品に劣らざる製品を日本で作り上げていくといふこと以外にないと思ひるのであります。しかば、日本の科学技術の実態が、ある一つの品物を作り出すのに對して、總合統一した方が發揮されておるかといふことについて、個々の商品に對して検討を加えてみますと、やり得る場合がたゞさんあるけれども、やらないうちでございまして、と申しますのは、皆さんの科学技術者が外國の市場を檢討して参りました報告の中にも、日本の商品といふものは、世界の市場で売れる条件を具備するものに、八割しか具備してないものがたゞさんある。あともう二割だけがたゞさんある。でも外國の特許やその他に依存せずしてやれる品物がたゞさんあるにかかわらず、日本の商品といふものは八割しか

いつていない。だから、こういう問題は、日本の商品の實態を檢討すると同時に、世界の市場もよく検討して、日本の生産といふもののあり方を決定する必要があるといふ報告を私はたびたび説んだことがあるのであります。こういうことから振り返つて考えますと、日本の科学技術といふものは、個個においては非常にすぐれておる面がある。たとえて申しますならば、キャノンあるいはニコンのレンズは世界一である。しかし、これを写真機に組み立ててみると、一年もたないうちにシャッターが狂つてしまふというやうな面がたゞさんある。これを總合統一した形において、日本の技術の水準をもう少し上げれば、日本の商品は何れも外國の力を待たずしてやり得るという面がたゞさんあるといふことも考へられますので、結局は、くどいようでございますが、日本の科学技術の水準を總合統一した形において、もつと水準を上げるということによつて、外國に流れるところの日本の金の高を減らしていくといふことしかないと考へるのでございます。今後科学技術庁が設置せられましたならば、特許の奨励、実施の面に對しましても重点を置きまして、日本人の独創からなるところの發明発見を、過去ののごとくおそい速度でもつて實現するといふことでなく、もつと早く實現する方策を講ずると同時に、重要な生産態勢に對しまして再檢討を加えて、なるべく總合統一した力を集めまして、世界の生産品に對するこの可能な状態に持つていつて今のような悲しむべき状態を是正していききたい、かように考へておる次第であります。

○岡委員 そこで、私のお尋ねをいたしました問題をさらにしぼって、今も御答弁にありましたように、現在の日本の特許庁のやり方の中に、特に外国における発明あるいは発見等の特許権等に對する補償あるいは技術に對する対価の支払い等の關係において、あるいは審査の手続あるいは審査の機能等において軀体であるというお説がありました、なるほどおくれた空白の時間を取り返すために、進んだ高度の外国の技術を導入して、わが国の科学技術の水準を高める努力は必要ではあるが、それにしても、あまりにも莫大な資金を技術導入に費してゐる。これは根本的にはわが国の科学技術の水準を高めるにはあるけれども、現在のままでは、やはり払わなくて済むべきものを払っておるきらいがある。そこに特許庁の審査の手続なり、審査の機關なりにおいて、強化しなければならぬ面があるうというような御見解でありましたが、幸い特許庁の長官もお見えになりましたので、さしあたり、具体的にどういう点に強化の重点を置こうという点について御見解があれば、お漏らし願いたいと思います。

○井上政府委員 中途から私入って参りましたので、御質問のごく一部だけしか今お伺いしなかったのですが、さすが、外国からの技術の導入によりまして、払ふ必要のない実施料を払っているというような問題があったようでございます。そういうことに関連して、現在特許庁の審査、審判の機能を強化するの、どういう方法を考えておるかという問題について、簡単に申し上げます。

特許制度は、言うまでもなく、新し

い發明につきましての出願が参りました場合に、いわゆる新規性と申しますか、その發明が公知公用でないという場合には、これに対して特許権を認めるといふことになるわけであります。そういう場合に、外国の技術がこちらに入ってくる、外国人からの特許、發明についての出願がありました場合に、われわれとしましては、極力当該發明に関する技術の文獻をくまなく渉猟しまして、そしてその審査の結果、いわゆる新規性がある、公知公用でないという場合に特許権を認めるわけであります。ですから、逆にこれを申し上げますと、外国では公知になっておるような技術につきまして、日本でこれに関する文獻が非常に少い、入手ができないという場合には、今仰せのような元來、特許權として認める理由がないにもかかわらず、資料の不備の結果として、これを認めるような場合がないではないかと思ひます。そういうことのないように、われわれとしましては、日本の文獻は言うまでもなく、外国の技術關係の文獻について極力広範圍に入手をしまして、そしてこれを調査し研究しまして、いわゆる公知技術の範圍をなるべく広く明確に把握したいというのが、われわれの審査上の重要な一点であります。ですから、そういう観点から従来もいろいろ努めて参りましたけれども、なるべく予算を十分計上しまして、審査に必要な資料の入手、調査研究に万遺憾なきを期して参りたい、かように考えております。幸い今年度は、従來の金額に比しまして、一そう大きな金額の計上を見る事が可能と相なりますので、そういう外国資料の入手につきましては、十分な効

果を期待することができ、こういうふうを考えております。

なお、審査機能一般の充実強化につきましましては、最近、特許、実用新案、意匠、商標を通じての出願の件数が、毎年著しい増加を示しつつあるのに対しまして、何と申しまして審査人員の増員が必要でありますので、今年度は従来に比して八十名程度の増員を考へております。そういうふうな審査人員の増員ということ、それと同時に、並行しまして、そういう新しい技術の進歩が不断に続いて参りますので、どうしても新しい技術についての研修としての質的な向上の面も考へて参りたいというふうに思っております。人員、資料の両面につきまして、言いかえれば人的、物的両面の審査能力の充実につきまして、従来にも増して、一そうわれわれの方としましては努力する、かように考えております。

○岡委員 戦後外国の特許権、工業権等について日本が補償した金額の總体、それから外国の特許権申請のこの両三、四年の年次の申請件数、それから特許庁として十全に責任を持って審査し得るという場合における資料、人員等についての、私どもしろうととしてわかりやすい概念と、それに伴う予算、本年度査定された予算というふうなことを、あとでもけっこうでございますから、資料としていただきたいと思ひます。また今お答え願える分はお答えいただきたい。

○井上政府委員 外国人の日本に対する出願の最近の傾向についての御質問について、ここにお答えを申し上げます。

す。詳しいことはいずれ資料としてそろへ差し上げ方がいいかと思いますが、特許について、昭和二十六年以降の出願の件数を申し上げます。昭和二十六年が三千七十三件、二十七年が二千六百四十二件、二十八年が四千三百三十三件、二十九年が五千八百三十三件、三十年が七千八百八十六件、これが外国人の日本に對しする特許の出願の件数であります。このほか実用新案、意匠、商標等もございしますが、多少煩瑣になるかと思ひますので省略しまして、実用新案、意匠、商標を通じて合計の件数を申し上げますと、二十六年が四千六百八十八件、二十七年が四千三百二十五件、二十八年が六千二百十件、二十九年が八千三百八十四件、三十年が一万七百四十七件。ついでにこれを團別に、昭和三十年について申し上げますれば、一番多いのはドイツでございまして、四千二百四十九件、次いでアメリカが第二位でございまして三千六百九十一件、次が英國でございまして七百八十七件、スイスが四百九十八件、今申しましたのは、特許、実用新案、意匠、商標の合計の件数であります。こういうふうに大体年々増加を見つづけるという傾向であります。同時にこれに對しまして、これは御質問にはなかつたことでございますが、日本人の外国に對する出願も毎年増加して参つております。これを特許権だけに對して申し上げますれば、二十八年が四百一件、二十九年が三百七十六件、三十年が四百二十三件ということに相なっております。こういうような実情でございますので、勢ひ特許の施設料としまして外国に對して支払います方が、外国から受け取ります金額に比べて、

はるかに多くなつておるといふのは、現在の日本の技術の段階にかんがみきして、まことにやむを得ない実情であります。これを金額について申し上げますと、特許権の実施料と申しますか、使用料についていいますと、受け取りとこちらからの支払いと、両方を二十九年、三十年について申し上げます。二十九年の受け取り特許権の実施料、使用料でございますが、これが一万五千四百六十八ドルに對しまして、二十九年におきます支払いの方は千八百八十七万四千七十七ドルというわけで、差引非常に支払い超過であります。これが三十年には、受け取りが非常に増加しまして、受け取り特許権の実施料は十万五千二百六十五ドル、二十九年のちやうど七倍くらゐに相なっております。それから三十年の支払いの方は千四百七十六万八千五百三十二ドルで、同様千四百六、七十万の支払い超過という状況であります。これ以外に、いわゆる技術者の招聘でございますとか、特許權利になつておらない、ノー・ハブ・ウ等に対する支払い、これは受け取り、支払い、いろいろございますが、ついでに申し上げますと、二十九年は受け取りが四十万四千四百五十四ドル、これに對しまして支払いが二百一万二千三百九十六ドル、それから三十年の受け取りが十二万六千二百六十ドルに對しまして、支払いが二百七万四千二百二十五ドル、そういうようなことに相なっております。特許権は、言ひまでもなく、万国工業所有權保護同盟條約によりまして、これに加盟しておりますが、各國とも、特許権等につきましては、内國人と外國人とに平等の待

選を認め合うということが、この第二
条に明瞭な規定がございまして、日本
も明治三十二年以来これに加入して
参っております。ですから、今日とい
たしましては、これはまだ遺憾な状況で
ございまして、これを長期に見ますな
らば、外国人からの特許出願に対して特
許を与えるという、権利を与えること
によりまして、むしろ新しい外国の技
術の導入がこれによってだんだん多
くなり、結局ひいてはこれが日本の技術
水準の向上促進に寄与する、長期的に
は、今後は戦前と同様に、日本の技術
がむしろ海外にどんどん進出するとい
うような機会が多くなつていようかと
いう期待を持って、われわれといたし
ましては、今後科学技術水準の向上に
一その努力をいたして参りたいと思
っております。

なお、特許庁といたしましては、外
国に対する日本人の特許についての出
願については、いろいろ経費を要しま
すので、この出願に要する経費の補助
という制度を昭和三十年から初めて実
施をいたしましたので、そういう方法等
も通じまして、日本の優秀な技術が外
国にこれからますます進出していくとい
うことを期待したいと考えております。
○岡委員 戦争中の科学技術の進歩の
空白を埋めようという意味から、戦後
年々二十九年、三十年、それぞれ日本
円にして四十億または五十億弱と思わ
れるような、外国の技術に対する補償
を支払わなければならぬ立場にあるよ
うであります。もちろん、そういうこ
とをできるだけ少くしていこうとい
うことから、科学技術庁も発足したとい
うことに相なるわけでありまして、そ
ういう関連性においても、やはり今御

指摘のように、外国の高度の科学技術
を日本の国に導入する、このことが日
本の科学技術そのものの水準を高める
大きな誘い水の役割をしているという
ことから見て、科学技術庁というもの
の、いわば科学技術行政のあり方とし
て一つの根本的な問題は、やはりこの
特許に関する行政と、科学技術に関す
る行政というものは、不可分な関係に
置かれていて、特に現在私は置かれて
いると思うのですが、その点について、
齋藤次官並びに特許庁長官の御見解は
いかがですか。

○齋藤(憲)政府委員 御指摘の通り、
科学技術行政と特許の關係は、密接不
可分の点が非常に多いと私は考えるの
であります。申すまでもなく、各々の
科学技術のほんとうのあり方は、その
國の創造的な英知に基礎を置くという
ことが一番堅実なあり方でありまし
て、外国の發明発見を土台として、そ
の國の科学技術の根柢をつちかてい
くというところは、非常に尊敬すべき形
ではない、私はこう考えるのでありま
す。ただ日本の科学技術に対する重点
施策というものが、今日までわれわれ
の考えるような方向に参つておりませ
ん結果、今日までの日本の發明発見と
いうものは、外国に比較いたしまして
非常に劣勢であります。ただ、今日わ
れわれの企図すべきことは、この不可
分の關係にある發明発見を、将来科学
技術庁といたしましてはどういうよう
な点に對して検討を加えて、今後急速に、か
つ慎重に検討を加えて、将来にお
きましては、この發明発見というもの
と科学技術行政というものが一体にな
り得るような措置を講じていきたい、

さように考えている次第であります。
○岡委員 これは将来の研究問題とい
うのではなく、われわれが科学技術庁
の設置を認めるというこのためには、
ぜひともその關係を、私どもは別途
一本の行政機構にすべきであるとの主
張を持っておるわけですが、しかしそ
れがかなわなくとも、具体的にいかな
る緊密な共同の關係を持たれるのかと
いうことは、ぜひこの次の委員会等に
おいて、企画庁長官、特許庁長官、通
産大臣あるいは正力國務大臣も加わつ
て、私どもはこうすべきであると思
うというような構想くらいはお示しを
いただきたいと思います。

それから、ついでお聞きいたしま
すが、今、特許庁長官から御報告があつ
たような形で、ほとんど外国の新しい
發明発見がわが國に導入されてきてお
る。それが結局特許権という形になつ
ておるわけなんです、独占的な保護
を受けておるというところになってお
るのです。おそろしく今後の科学技術の
発展ということになれば、原子力に関
する發明発見というものが中心になら
うと思ふ。そして、御存じのように、一
昨年の新しいアメリカの原子力法実施
以来というものは、アイゼンハワー大
統領も、相当思い切つて、これまで
特許権は与えなかつたものについて
も、またその公開を禁じておつたもの
についても、特許権の内容を公開し、
特許権を公然と付与してゐる。これが
ほとんど日本に入つてきて、日本の方
では、今のような姿だと、おそろしく
こしは、今の間の間は、原子力に関する新
しい特許権というものは、ほとんど無
条件にアメリカ側に与えなければなら
ぬという形になる事態が考えられるわ

けですが、その辺の見通しはいかがで
すか。

○井上政府委員 今後の見通しとし
まして、原子力に関する特許出願がま
すふえてくるであろうことは、これ
は御意見の通りであらうと考えま
す。現実の問題としましては、今ま
で、原子力に関する出願と申
すべきものはほとんどないと申し上げ
てもいいかと思ひます。これを抑制と
いいますと語弊がございしますが、そ
ういふ外国人の特許によつて、日本の原
子力に関する技術が制約をこうむると
いうようなことは、もちろん好ましく
ないわけではございまして、何と申し
ましても、今後の日本としましては、原
子力に関する科学技術を急速に發展向
上させていくということが、基本的
にはまず第一点でございします。

もう一つ、第二点におきましては、
先ほども申しましたように、原子力に
関する文獻をできる限り広範囲に、多
くの種類のものを各々から収集いたし
まして、これによつて、いやしくも外
國において公知公用となつておるよ
うな發明技術につきまして、日本で文獻
がないという理由によつて、言いかえ
れば、新規性がないにもかかわらず、
間違つて権利が与えられるということ
は万々ないように、これからわれわれ
の方としまして十分慎重を期して参
るつもりであります。なおこれと並行
しまして、われわれ特許庁の關係官、
審査官としまして、原子力に関する
造詣、うんちくを急速に充實しまして、
これに対する審査の能力についても、
これから万全を期する考えであり
ます。

等に関して、わが國に外國から特許権
の申請があつたときに、その審査にた
え得る機構として、八十名の審査官が
増員されると申されましたが、その中
には、担当部門というようものが専
門に構成されたものがありますか。

○井上政府委員 特許庁の人員の八十
名の増員と言ひましたのは、これは全
體を通じての増員であります。原
子力に関する担当者といひますが、こ
れに関する現在の審査能力について申
しますれば、原子力と申しまして、
申すまでもなく核分裂性物質以外に、
アイソトープの關係でありますとか、
あるいは原子炉用の材料の問題であ
りますとか、そういうような部門につ
きましては、從來のおのおの専門の審
査官の審査能力でもって、十分審査
が可能であると考えております。そして
核分裂性物質關係のプロパールの問題に
ついての担当者も数名きめておりま
すが、これの今後の教育の方法とし
ましては、場合によつては、これを海外へ
派遣して留学させる、あるいは日本で
大学ないし研究所等に派遣しまして、
実地と理論と両方の勉強をし、習得さ
せるということがまず第一でありま
す。こういう方法でなおかつもし万
一やむを得ないといひますか、現在の審
査官の能力を越えた出願でもありま
した場合には、臨機の方法としまして、
この方面の権威者に委嘱しまして、こ
れに審査を願うというような方法も、
ある特殊な部門につきましては、これ
までもとて参りましたので、特許庁
の審査官の能力が万一不十分の場合に
は、暫定的には、そういう方法でも
つてその補強を考えております。

○岡委員 何しろ原子力の分野は新し
いから万全を期する考えであり
ます。

い分野でもあり、日本でももう十数年前から研究を重ね、しかも日進月歩の形で進んでいておる原子力の新しい発明発見について、日本の機関がその審査にたえ得るかどうかということについては、私ども常議上これを非常に危ぶむわけです。そういう場合に、特許庁の方でも、あるいは人を海外に派遣して、つぶさにその間の事情を調査させて、視察させ、研究せしめることももちろん必要ではありましょうし、スタッフをふやされることも必要だと思いますが、一方原子力局ができ原子力研究所も発足するということで、原子力行政というものが今大きく目の目を見ようとしておる。そういう点を十分御考慮になって、その間の調整と申しましようか。共同関係と申しましようか。そういう形で遺憾なきを期していただきたいと思うのです。これについてはいずれた資料等をいただきました上で、あらためて所見を述べたいと思います。

ただ最後に、科学技術庁が政府の責任において発展することはまことにけっこうであります。御存じのように、わが国の産業構造というものは、中小企業が圧倒的に多い。これは数字を申し上げるまでもなく、圧倒的に多い。それで、この中小企業は、科学技術の日進月歩の進歩になかなか伴いたい資金の事情なり、設備の事情なり技術の事情なりを持ってゐるわけです。そこで、ただ盲目的に科学技術の発展をはかると、資金においても、施設においても、またこれまでの技術段階においても、それにたえ得るものとの間における大きな不均衡が起つてくる危険も考えられる。そういう危険を

お感じになりませんか。

○齋藤(憲)政府委員 非常にむづかしい問題で、的確にお答えできないかとも思いますが、第一段のお考えに對しましては、科学技術庁が発足いたしました、発明及び実用新案の奨励を行い、並びにこれの実施化を推進するということが条文中にも規定がございますし、発明奨励の問題に關しましては、従来特許庁が所掌いたしておりますものを科学技術庁に移しまして、この点から、重点的に今日の日本の発明及び実用新案のあり方に対する検討を急速に加えていきたいと考えておるのであります。特に原子力に關しましては、お話しのとおり、全く新しい面でございますので、専門家の協力を得まして、原子力に關する発明及び実用新案等に關しましては、なるべく違算のないように、急速に発明の奨励を實行していきたいと考えておるのであります。特に一つの考え方といたしましては、將來原子力平和利用の進歩がいかなる方向に向つて行われるであらうかということに關しまして重点的な考慮を払つて、今日まで世界においてすでに解決せられておる分野は、これは今から発明云々を申しても追いつかないこととございまいしうから、將來進歩するであらう方向に對しますところの研究の結果による特許權等は、他國に劣らざるよう、日本において急速に出版をするように努力をしてもらいたい、さように考えております。

第二段の、中小企業と科学水準の振興に關してでございますが、これは御指摘の通り、中小企業は資金面においても非常に微力でありますから、常に進歩する科学技術の水準に追いつい

て、中小企業がその生産態勢を確保していくことは、非常に問題があると思うのであります。しかし、その点につきまして、中小企業の業態をよく調査いたしまして、どうしても科学水準の段階においておかれておって、いかに努力しても追いつかない、努力しても努力しても、なおかつそれは過去の形態を追うものであって、とうていものにならないというものに對しましては、その業種別によつて、科学水準の建前からその生産態勢に改善を加へなければ、私は相ともに不幸な境地に追い込まれるであらう、そう考えるのであります。従いまして、真に中小企業というものを近代的な生産態勢に持ち上げていくということに對しましては、まず第一に、そのやつておる中小企業の業種別に十分な検討を加えてみる必要があるのではないか、さうに考えるのであります。こういう点に關しましては、科学技術庁といたしまして非常に大きな問題として取り上げていかなければならない。實際科学技術を生産の態勢にマッチせしめて、科学技術の向上によつて、日本の生産態勢を近代生産の態勢に上昇せしめるということとは、非常に大きな問題であります。今日までにおける中小企業対策というものは、この点からは完全を期していなかったと私は思うのであります。今日までの中小企業対策を聞きますと、単に金利をもつと安くしろとか、あるいは親会社、子会社の支払い關係を是正しろとか、いろいろな点に重点が置かれておつたようでございますが、果して中小企業そのものが今後努力を続けていけば発展し得るような業態にあるのか、やつておる實際

が、今日の科学水準に対比して、その面ではもういかに努力しても努力しないのいかなうな状態において努力しておるのか、そういうその仕事そのものの実態に対しては、あまり厳密な検討が加えられておらなかったのではないかと私は考えるのであります。日本のように、生産状態が、中小企業者によるところが非常に多い国柄におきましては、中小企業そのものの業態のあり方というものが、現代の科学水準に対比いたしました果してやっていけるのであるか、やっていけないのであるかという点に對しては、今後科学技術といたしましては、行政の大きな部門といたしまして、これに十分なる検討を加えていかなければならぬと固うのであります。でありますから、どうしてもやっていけないものは、これによっていけるような態勢に切りかえていかなければならない、そう私も考えております。私もよく町工場を見て回るのでございますが、すでにセンタリーの狂った旋盤で、勘でもって精密機械をやる、そういうようなことはとうていオートメーションの発達いします現代においては、努力してもがめなことだと思ふのです。でありますから、センタリーの狂った旋盤は、何とて資金の面を融通して、りっぱな旋盤を与えよとか、あるいはシェーパーの近代的なものを備えさせよとか、そういうような業態に持っていかなければいけません。で、さようであるに考へておるのでございます。今後はそういう点にも十分留意いたしまして、中小企業の面におきましても、近代科学の水準において努力を重ねるならば、その業態が發展していくよ

な状態に置きかえる必要があるのではないかと、さように考えます。

○岡委員 昨年度から本年度の予算を見ましても、あるいは政府の経済五カ年計画とか産業の六カ年計画を見ても、新しい機械の導入ということが強調されて、世界銀行等からも、石炭鉱業においては、縦坑の堀さく用機械等の設備を近代化するといったようなことで、五百七十億からの金の融資を受けておる。しかしその恩恵を受ける炭坑は、大手十二社で、機械工業はほんの選ばれたる大会社という形で、今日までの科学技術の応用の姿を見ても、大体大経営に重点を置いている。一方また日本の中小経営というものは、いわゆる系列化の名前においてだんだん大経営に支配され、従属させられていく傾向になっている。そういう傾向の中に、今度科学振興のために政府が首頭をとって科学技術庁を作り、そこで日本の科学技術水準が高められる。そのこと自体はまことにけっこうな話ではあるけれども、しかしそれを自分たちの工場に導入して、自分の工場の生産に活用できるといふ資金も伴わないう。またこれまでの技術がそこまでいっておらない。もちろん施設はきわめて未熟な施設ということになれば、もう日本の中小企業といふものは、科学技術振興の名のもとに自然淘汰を受けていかなければならぬという、そういう気の毒な運命をわれわれは予想できる。であるから、日本のように圧倒的に中小企業の多いこういう産業構造の中で、科学技術を導入するということのために、そのような憂慮すべき事態に対しては、政府としてもやはり責任ある配慮をわれわれに示してもら

わなければならぬ。現に、中小企業には協同組合がある。その法律が改正され、企業組合が作られる。しかし現実には、協同組合といえども、共同の事務所を持つておるものは一〇%にも満たない。いわんや生産のための共同施設を持つてものに至ってはきわめて少ない。企業組合の精神も何ら活用されておらない。これは中小企業自体にも、共同へという気持の上での目ざめがまだ足りないという点もあるうかと思いますが、しかしそれだけにその方面に対する新しき科学技術の導入による近代化に対しては、まだまだ考慮すべき問題が残されておる。われわれは、科学技術庁設置法を成立せしめるということには異議はありませんが、やはりその結果起り得べき日本の中小企業に対して、これらの科学技術をいかに導入し、彼らの経営をより新しき科学技術の採用によっていかに繁榮させるかという対策については、やはり政府としても十分なる配慮が願いたい。また研究に対する配慮という裏づけがなくては、われわれもうかつに科学技術庁設置法に賛成できないと言わなければならぬ。これは特に齋藤さんの専門の問題であります。中小企業金融公庫の問題もあります。現在の協同組合の問題もあります。そういう点、やはり通産省なり企画庁なりとして、明確な一応の御構想だけでもお示しをいただくというのが、この際私どもとしても非常に不可欠な問題だと思えますので、この次の委員会までに、何とかその御構想がおまとまりになれば、御報告を願いたいということを希望いたしました。私の質問を終わります。

○齋藤(憲)政府委員 ただいまの御質

問に対しましては、よく大臣とも相談して、次の機会にお答えすることになります。ただ、経済企画庁が立案いたしました鉄工業の雇用問題は、お説の通り、大企業が企業の合理化をやりますと、ここに雇用関係の増大をはかることができないので、当然中小企業の発達によって雇用関係の全きを期するというふうな方向になっておるのであります。そこで、先ほども申し上げました通り、私たちもいたしましては、科学技術の振興によって、今日の中小企業がさらに発展し得るような業態にこれを持つていきたい、さような希望を持つておるのであります。これに対するもう少し掘り下げたお答えは、次の機会に申し上げることにいたします。

○有田委員長 本日はこの程度にいたし、明二十八日、午前十一時より理事会、明後二十九日午前十時より委員会を開会いたし、質疑の後、討論、採決に入りたいと存じますから、さよう御了承願いたいと思えます。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時二分散会

昭和三十一年三月二日印刷

昭和三十一年三月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局